

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	第64条	<p>連系希望者に対する、一般電気事業者の対応状況を、広域機関が常に把握すべく、以下の通り修正意見を提出します。これは、これまでの一般電気事業者の対応実績に基づき、旧ESCJや行政への申し立てを、連系希望者に強いるのではなく、広域機関が常に把握することで、紛争発生時の未然防止、迅速な解決に資するものです。</p> <p>一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。一般電気事業者は、受付日及び回答予定日を発電設備等連系希望者に通知する。</p>	<p>頂いたご意見の趣旨は、既に、第64条第2項で「一般電気事業者は、事前相談の申込みを受け付けた場合は、第68条に定める回答期間内の日を回答予定日として、発電設備等系統連系希望者へ速やかに通知する。」と規定しているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
2	第64条	<p>3 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者および広域機関に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別あるいは広域機関同席のもと、説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>	<p>頂いたご意見の趣旨に対し、1万kW以上の発電設備等系統連系希望者については、既に、第65条第3項で「一般電気事業者は、特定発電設備等系統連系希望者(※)に通知した回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、本機関に対し、その旨を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。」と規定しております。なお、系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務について、送配電等業務指針第110条(業務改善)に基づきその改善策の検討を行い、業務品質の向上に努めてまいります。 ※1万kW以上の発電設備等系統連系希望者</p>
3	第70条	<p>一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第72条に定める検討料が入金されていること(但し、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。一般電気事業者は、受付日及び回答予定日を発電設備等連系希望者に通知する。</p>	<p>頂いたご意見の趣旨は、既に、第70条第3項において、「一般電気事業者は、接続検討の申込みを受け付けた場合は、第75条に定める回答期間内の日を回答予定日として、発電設備等系統連系希望者へ速やかに通知する。」と規定しており、原案どおりとさせていただきます。</p>
4	第70条	<p>4 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者および広域機関に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別あるいは広域機関同席のもと、説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>	<p>頂いたご意見の趣旨に対し、1万kW以上の発電設備等系統連系希望者については、既に、第71条第3項で「一般電気事業者は、特定発電設備等系統連系希望者(※)に通知した回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、本機関に対し、その旨を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。」と規定しております。なお、系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務について、送配電等業務指針第110条(業務改善)に基づきその改善策の検討を行い、業務品質の向上に努めてまいります。 ※1万kW以上の発電設備等系統連系希望者</p>
5	第80条	<p>一般電気事業者は、発電設備等契約申込みに関する申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、発電設備等契約申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で発電設備等契約申込みの受付を行う。一般電気事業者は、受付日及び回答予定日を発電設備等連系希望者に通知する。</p>	<p>頂いたご意見の趣旨は、既に、第80条第3項に「一般電気事業者は、発電設備等契約申込みを受け付けた場合は、第89条に定める回答期間内の日を回答予定日として、発電設備等系統連系希望者へ速やかに通知する。」と規定しており、原案どおりとさせていただきます。</p>

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
6	第91条	3 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者および広域機関に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別あるいは広域機関同席のもと、説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。	頂いたご意見の趣旨は、既に、第80条第3項において、「一般電気事業者は、発電設備等契約申込みを受け付けた場合は、第89条に定める回答期間内の日を回答予定日として、発電設備等系統連系希望者へ速やかに通知する。」と規定しているため、原案どおりとさせていただきます。
7	第100条	2 一般電気事業者は、事前検討の申込みを受け付けた場合は、事前検討の回答を、原則として、事前検討の受付日から2週間以内に行うものとし、2週間を超える可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、需要設備系統連系希望者および広域機関に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、需要設備系統連系希望者の要請に応じ、個別あるいは広域機関同席のもと、説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。	一般電気事業者の需要設備系統アクセス業務(事前検討の申込みに対する回答状況)を本機関に共有する規定はございませんが、送配電等業務指針第110条(業務改善)に基づき、苦情及び相談の申出を共有のうえ、必要な場合には業務の改善策について検討してまいります。
8	第102条	3 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、需要設備系統連系希望者および広域機関に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、需要設備系統連系希望者の要請に応じ、個別あるいは広域機関同席のもと、説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。	一般電気事業者の需要設備系統アクセス業務(需要設備契約申込みに対する回答状況)を本機関に共有する規定はございませんが、送配電等業務指針第110条(業務改善)に基づき、苦情及び相談の申出を共有のうえ、必要に応じて業務の改善策について検討してまいります。
9	改定箇所全般	この改定をしなくても十分意味は通じるものと思いますので、改定不要と思います。	今回の変更は、一部の会員から、一般電気事業者の延長後の対応(進捗報告等)が十分でないとの指摘を受けたことから、系統連系希望者の立場にたった適切な情報提供等を行うべきことを明確化することを目的とするものであり、原案のとおり変更したいと存じます。
10	改定箇所全般	この改定条文を根拠に不適切な回答の引延ばしや保留などを行わないように、一般送配電事業者への監視及び指導を徹底されることを望みます。	業務規程第47条(受付・回答状況の取りまとめ)を踏まえた分析結果や送配電等業務指針第110条(業務改善)により検討した改善策等に基づき、系統アクセス業務の質の向上に努めてまいります。